

香川県保管広報用写真の貸出に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県知事公室広聴広報課が保管する広報用写真（以下「広報用写真」という。）を香川県（以下「県」という。）以外の者に貸出しようとする場合の事務処理について、必要事項を定めるものとする。

(貸出の範囲)

第2条 広聴広報課長（以下「課長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、貸出することができる。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 政治活動、訴訟目的又は宗教目的に使用し、又は使用するおそれのある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、課長が使用について不相当であると認める場合

(貸出の申請)

第3条 広報用写真の貸出を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、「香川県電子申請・届出システム」により申請しなければならない。

(貸出の決定)

第4条 課長は、前条による申請がなされた場合、使用目的等を総合的に勘案して貸出の可否を決定する。

(貸出料)

第5条 広報用写真の貸出料は、サイズを問わず1点につき、一の使用目的につき1回限りの使用で3,000円とし、県が指定する期日までに貸出料を納入する。ただし、使用者が過去に使用した広報用写真を再使用するときの貸出料は、1点につき、1回当たり1,500円とする。

(貸出料の免除)

第6条 前条に定める貸出料は、次の各号のいずれかに該当する場合は、課長はこれを免除することができる。

- (1) 県内の地方公共団体が公用で写真を利用する場合
 - (2) 観光振興、観光PRなど県のイメージアップに役立つ場合
 - (3) 教育の目的に役立つ場合
 - (4) その他県政の推進に役立つ場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、課長が特に認める場合
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合は、使用者は事前に、「香川県電子申請・届出システム」により申請しなければならない
- 3 課長は、前項による申請書が提出された場合、使用目的等を総合的に勘案し

て免除の可否を決定する。

(引渡し方法)

第7条 貸出する場合の引渡し方法については、メール又は香川県ファイル転送システムによる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、その使用に際し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、広報用写真を使用許諾申請書に記載された目的以外に使用しないこと。
- (2) 課長の承認を得ないで、広報用写真の複数回利用、又は使用权を譲渡しないこと。
- (3) 使用する広報用写真にかかる肖像権及び商標権について、事前に使用者が権利の所有者に許諾を得ておくこと。
- (4) 使用者は、広報用写真の使用につき、事故が生じた場合は、遅滞なく県に報告すること。
- (5) その他、課長の指示に従うこと。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月21日から施行する。